

## 報告第2号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年6月9日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第3号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月7日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

## 損害賠償額の決定について

市は、交通事故による損害賠償の額を下記のとおり決定する。

令和5年3月7日専決

亀岡市長 桂川孝裕

### 記

1 損害賠償の額 246,400円

2 損害賠償の相手方 京都府

### 3 事故の概要

令和5年1月24日午後4時30分頃、亀岡市千代川町北ノ庄地内の府道宮前千歳線を市車両で走行中、積雪した路面でスリップしたことによりガードレールに衝突し、当該ガードレールを損傷した。

## 損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 246,400円
- 2 損害賠償の相手方 京都府
- 3 事故の概要

令和5年1月24日午後4時30分頃、亀岡市千代川町北ノ庄地内の府道宮前千歳線を市車両で走行中、積雪した路面でスリップしたことによりガードレールに衝突し、当該ガードレールを損傷した。